

令和5年度第3回千葉市建築審査会議事録

1 日 時 令和5年6月21日(水) 午前9時30～午前10時00分

2 場 所 千葉市役所新庁舎高層棟3階L会議室303
千葉市中央区千葉港1-1

3 出席者

(1) 委員

森岡会長、藤田委員、下川委員、星委員

(2) 行政庁職員

建築部：秋葉部長

建築指導課：石川課長、金子主査

建築情報相談課：千葉課長、堀部主査

(3) 事務局職員

建築管理課：(幹事) 三田課長、(書記) 富士主査、平田技師

4 議 題

(1) 同意議案の経過等報告

(2) 議案の審議

※公開の議案

議案第1号 建築基準法第44条第1項第2号の許可の同意について

※非公開の議案

議案第2号 建築基準法第43条第2項第2号の許可の同意について

議案第3号 建築基準法第43条第2項第2号の許可の同意について

(3) その他

ア 次回の開催予定

5 議事の概要

(1) 同意議案の経過等報告

令和5年度第2回建築審査会で審議した、議案第1号は5月23日付けで許可した旨の報告が特定行政庁からあった。

(2) 同意議案の審査

ア 議案第1号

「同意」と決定した。

イ 議案第2号

「同意」と決定した。

ウ 議案第3号

「同意」と決定した。

(3) その他

ア 次回の開催予定

次回定例会の開催は、令和5年7月21日金曜日午後2時からで、場所が変わり高層棟5階のL501会議室となった。その次の定例会の開催は、令和5年8月18日金曜日午後2時からと予定した。

6 会議経過

※公開の議案

【議案第1号】

建築基準法第44条第1項第2号の許可の同意について
道路内の建築許可の特例
バス停留所上屋の新築

(1) 建築指導課説明

本案件は、「建築基準法第44条第1項第2号」の規定により、建築審査会の同意を求めるものです。

「1 該当条項」は「建築基準法第44条第1項第2号」、以下、記載のとおりとなります。また、「1.1 その他」といたしまして、千葉市道路内建築物連絡協議会より、支障がない案件として合意を頂いております。

申請理由でございますが、本案件は、高洲二中バス停留所において、バス利用者の利便性向上のための上屋が衝突事故により損傷したため、バス事業者である「千葉海浜交通

株式会社」が建て替えを行うもので、計画建物が道路内に位置することから、建築基準法第44条第1項第2号の許可申請がなされたものでございます。

本計画は、許可手続きの迅速化、簡素化を図るため、令和元年に千葉県建築審査会の承認を得て定めた「包括同意基準」に適合しております。本案件は、「公益上必要な建築物で通行上支障が無いこと」から許可したく、同意を求めるものでございます。

はじめに位置と周囲の状況ですが、スクリーンをご覧ください。お手元では、1ページの案内図です。

計画地は、画面中央より上の赤枠でお示ししている位置で、JR京葉線、稲毛海岸駅から西側に約300メートルにあります、「高洲二中バス停留所」です。次に、現況写真ですが、お手元では2ページをご覧ください。画面中央には写真の撮影方向を示したキープラン、画面下側には①から③まで、それぞれの写真を表示しております。

写真に「赤線」で表示しているのは申請地の境界、「黄色」は申請建物を示しております。写真①から③は、建替予定場所を各方向から見た様子でございます。なお、これらの写真は衝突事故後のものです。

次に、配置図ですが、お手元では3ページをご覧ください。画面右側が配置図、画面左側が建築計画概要です。申請建物は、配置図下側のバス停留所の上屋で、鉄骨造平屋建てでございます。

次に、お手元では4ページをご覧ください。平面・立面・断面図です。画面左側、上が平面図、中央が屋根伏図、下が立面図、画面右側が断面詳細図です。最高の高さは3.044メートル、最高の軒高は2.916メートルでございます。

次に、お手元では5ページをご覧ください。今回設置するものと同様のバス停留所上屋の事例の写真です。こちらのバス停留所上屋は、平成30年度第1回千葉県建築審査会で同意をいただき、平成30年5月1日に許可した、緑区にございます泉谷公園バス停留所でございます。

次に、お手元では6ページをご覧ください。包括同意基準適合表です。包括同意基準(1)から(3)まで、全て適合しております。

(2) 質疑意見等

下川委員：基礎はそのまま活用し、ポールを建て替えるのでしょうか。それとも全部撤去し、新築でしょうか。

金子主査：基礎も含めて全部撤去し、新築する計画です。